

(2) 管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
砂川厚生福祉センター	<p>大阪府財務規則第47条によれば、概算払を受けた者は、旅費の確定後30日以内に精算を行う必要があるとされているが、精算が遅延しているものが2件あった。</p> <table border="1" data-bbox="468 569 1516 789"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和歌山県</td> <td>平成28年5月16日から同月17日まで</td> <td>1,960円</td> <td>平成28年8月23日</td> </tr> <tr> <td>埼玉県</td> <td>平成28年7月4日から同月8日まで</td> <td>51,520円</td> <td>平成28年9月5日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	和歌山県	平成28年5月16日から同月17日まで	1,960円	平成28年8月23日	埼玉県	平成28年7月4日から同月8日まで	51,520円	平成28年9月5日	<p>検出事項について、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>	<p>同事案について、平成28年8月23日及び同年9月5日に精算の決裁を完了している。</p> <p>また、平成29年3月9日開催のセンター内幹部会議において、次長から各課長に管外出張等の復命を含め取扱について説明し、速やかに手続きを行うよう周知徹底した。</p> <p>併せて今回の監査委員事務局の指摘を踏まえ、改めて旅費・研修担当者に領収書の提出が遅れている者については、個別に提出を促し、期限内に手続きを行うよう周知した。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	精算日												
和歌山県	平成28年5月16日から同月17日まで	1,960円	平成28年8月23日												
埼玉県	平成28年7月4日から同月8日まで	51,520円	平成28年9月5日												

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年11月30日）